

医療的ケアを必要とするような重度重複障がい児（者）の地域生活向上に関する意見書案（案）

近年の医療の進歩により、以前は失われた命が救われる時代となる一方で、重い障がいを抱えたまま地域で生活をする重度障がい児（者）が増加している。

このような重度障がい児（者）は、絶えず医療的ケアが必要であるが、現状の障害福祉サービスでは対応が困難なことが多く、家庭で生活するには、やむを得ず母親を中心とする家族が介護を行うこととなっており、その負担は非常に大きい。

医療的ケアを必要とする重度障がい児（者）とその家族が、地域で安心して生活をしていくため、ニーズに対応した障害福祉サービスが提供されるよう、早急に措置を講じる必要がある。

よって、本県議会は、国において、下記の事項に配慮し、医療的ケアを必要とする重度障がい児（者）への障害福祉サービスの充実を図るよう、強く要望する。

記

- 1 重度障がい児（者）の福祉型短期入所サービスへの補助事業を実施するとともに、重度障がい児（者）がどの地域でも福祉型短期入所サービスを利用することができるよう施設整備を行うこと。
- 2 障がい児（者）の入院時において、家族に代わり付添いができる事業を実施すること。
- 3 医療的ケアを必要とする重度障がい児（者）の通所利用の受入れが進むよう、生活介護事業所への補助制度を実施すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永田正巳

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

厚生労働大臣